

歯 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材 70907000 (JMDNコード)
【パンサー研磨K I T】

【禁忌・禁止】

- ・医療従事者以外の方は操作しないこと。
- ・パンサーT C Pダイヤモンド研磨ペーストは、発疹、皮膚炎等の過敏症の既往歴のある患者には使用しないこと。
- ・パンサーT C Pプリリストルポイントは、口腔内で使用する場合は再使用しないこと

- ・パンサーT C PプリリストルポイントにパンサーT C Pダイヤモンド研磨ペーストを適量塗布し、最終仕上げ研磨を行います。
- ・口腔内で研磨した後は、うがい等によりパンサーT C Pダイヤモンド研磨ペーストを水洗いします。

【形状、構造及び原理】

1. 形状・構造

- 本製品は、下記のとおり構成される。
- ・ダイヤモンド粒子を合成ゴムで結合した作業部と歯科用ハンドピースに装着する軸部からなるポイント（ミディアムとエクストラファインの2種類）
 - ・山羊毛ホイルブラシ形態の作業部と歯科用ハンドピースに装着する軸部からなるプリリストルポイント
 - ・ダイヤモンド粒子を含有するコンパウンドであるダイヤモンド研磨ペースト

2. 原理

「パンサーT C Pミディアムポイント」「パンサーT C Pエクストラファインポイント」にて、歯科充填物、歯冠補綴物の研削研磨を行い、「パンサーT C Pダイヤモンド研磨ペースト」を「パンサーT C Pプリリストルポイント」に適量を塗布し、光沢研磨を行う。

【使用目的又は効果】

本製品は、補綴物等の研削研磨に用いる器材である。

【使用方法】

- 1) パンサーT C Pミディアムポイント・パンサーT C Pエクストラファインポイント
 - ①本製品を歯科用電気式ハンドピース等に装着する。
 - ②本製品を口腔内で使用する際は必ず滅菌をしてから使用する。
 - ③口腔内で使用後、再使用する際には速やかに、清掃液・消毒剤を用いて付着物を除去した後、滅菌を行う。滅菌方法はオートクレーブ（134°C 3分、又は121°C 30分）による滅菌を行う。塩素系・グルタラール系・フタリール系は劣化の原因になるので使用しないこと。
- 2) パンサーT C Pプリリストルポイント
 - ①本製品を歯科用電気式ハンドピース等に装着する。
 - ②本製品を口腔内で使用する際は必ず滅菌を行う。
 - ③本製品は、口腔内で使用した場合は、単一患者のみ使用します。
- 3) 研磨方法
 - ①歯科充填物及び歯冠補綴物の形態修整及び咬合調整後の光沢研磨
 - ・パンサーT C Pミディアムポイント・パンサーT C Pエクストラファインポイントで中仕上げ研削研磨を行います。

【使用上の注意】

- ・指定された使用回転数の範囲内で使用すること。
- ・本製品を使用して研磨する際には、粉塵による人体への影響を避けるため、防塵マスク等を使用すること。
- ・本製品を使用して研磨する際には、目の損傷を防ぐために患者及び術者は保護眼鏡を使用すること。
- ・変形、損傷（錆、傷、曲がり、汚損）等があるものは使用しないこと。
- ・本製品が万一目に入った場合には、すぐに大量の流水で洗浄し、眼科医の診察を受けること。
- ・本製品を飲み込んだ場合には、水で口を洗浄し、大量の水を飲むこと。もし気分がすぐれない場合は、医師の診察を受けること。
- ・口腔軟組織や皮膚に付着した場合は、綿球等で拭った後、大量の水で洗浄すること。

【保管方法及び有効期間等】

- ・パンサーT C Pミディアムポイント・パンサーT C Pエクストラファインポイント・パンサーT C Pプリリストルポイントは、直射日光、湿気及び外圧（物理的負荷）を避けて保管すること。
- ・パンサーT C Pダイヤモンド研磨ペーストは、高温・直射日光を避け、室温で保管すること。
- ・本製品は、歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に係る事項】

消毒・滅菌方法

オートクレーブ（134°C 3分、又は121°C 30分）による滅菌を行う。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

名称：佐藤歯材株式会社

住所：東京都台東区東上野1-15-3 佐藤ビル

電話番号：03-3833-3986

製造業者

名称：サン オーバーフレシェンテシュニク

SUN Oberflaechentechnik GmbH

(国名：ドイツ)